

## 防衛医科大学校の運営等に関する協定書

防衛医科大学校事務局長朝倉道夫及び東京防衛施設局長桑原信隆（以下「甲」という。）と所沢市長平塚勝一（以下「乙」という。）は、甲が所沢基地跡地内に設置する防衛医科大学校（以下「防衛医大」という。）に関する事項につき、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本協定を履行しなければならない。

（防衛医大の運営に関する基本的事項）

第2条 防衛医大は、医師の養成を目的とする教育研究機関であり、甲はその設置目的に即して学校の運営を行うものであつて、生物化学兵器の研究開発は行わない。

2 甲は防衛医大に設置される病院（以下「病院」という。）は、いわゆる大学附属病院として一般の総合病院と同様な形において運営するものとする。さらに、地域医療機関と十分協議のうえ、最もふさわしい体制を整えて、休日及び夜間においても緊急患者に対して適切な医療活動を行うものとする。

3 甲は防衛医大に設置される病院を当面 800 床をもつて運営する。

( 地域医療に関する事項 )

第 3 条 甲は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 病院は、一般市民に開放するとともに、保険診療を実施する。
- (2) 病院の救急部門は、充実した内容の部門として設けるとともに、できるだけ、難病治療のための医療施設を設けるよう努める。
- (3) 病院は、一般市民のため、できる限り、地域医療行政機関の行う予防衛生、健康相談等について協力する。
- (4) 災害等の発生時における医療救助活動等については、乙の要請に応じて対処できるように努める。
- (5) 地域医療機関との間における医療に関する学術情報の交流を図り、協調体制を確立するとともに、地元医師会との融和を図る。
- (6) 看護婦その他の医療関係従事者については、自ら養成に努めるとともに地元医療機関からの引抜きの採用は行わない。

(7) 病院は、地域医療の向上に関し、必要に応じ関係機関等と連絡協議する。

(施設に関する事項)

第4条 防衛医大の運動施設、図書館等については、乙の要請に応じて甲は防衛医大の教育研究活動に支障のない範囲で、一般市民の利用を認める。

2 甲は、防衛医大の設置にあたっては環境整備と周辺地域との調和を図り、文教都市の建設に寄与するように努める。

3 甲は、防衛医大の施設を乙の要請に応じて見学を認めるものとする。

4 甲は、防衛医大の廃棄物及び廃液の処理並びに公害防止対策について所要の措置をこする。

5 甲の施設計画について甲は事前に乙に説明し、調整を図るものとする。

(乙の協力)

第5条 乙は、本協定に基づき甲の実施する事項に関し、協力するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各

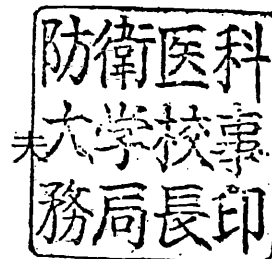
条項に疑義が生じたときは、甲、乙間において協議して定めるものとする。

この協定の証しとして協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙おのおの1通を保有するものとする。

昭和50年 3月25日

甲 防衛医科大学校事務局長

朝 倉 道



東京防衛施設局長

桑 原 信



乙 埼玉県所沢市長

平 塚 勝

